

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	固定資産税関係業務	
②事務の概要	1. 課税に関する基本事務 (1) 土地課税台帳、土地補充課税台帳の作成 ① 土地の登記名義人及び納税義務者の「氏名」「住所」「生年月日」「性別」等の把握。 ② 土地の「地目」「課税地目」「面積」「評価額」「課税標準額」等の管理。 (2) 家屋課税台帳、家屋補充課税台帳の作成 ① 家屋の登記名義人及び納税義務者の「氏名」「住所」「生年月日」「性別」等の把握。 ② 家屋の「面積」「評価額」「課税標準額」等の管理。 (3) 償却資産課税台帳の作成 ① 償却資産の名義人及び納税義務者の「氏名」「住所」「生年月日」「性別」等の把握。 ② 償却資産の「商品名」「取得年月日」「取得価格」「耐用年数」等の把握。 (4) 賦課処分 上記の(1)～(3)を把握したうえで税額を算出する。その後、納税義務者に対して納税通知書を交付し、賦課処分をおこなう。 2. 法定相続人調査 登記名義人または納税義務者が死亡した場合、現年度の残りの税額を法定相続人が継承する。そのため、課税庁として登記名義人または納税義務者の死亡を把握し、法定相続人の調査をおこない、継承者に納税通知書を交付して賦課処分をおこなう。なお、登記名義人または納税義務者が死亡した翌年の1月1日までに登記名義人変更が完了していなければ、翌年度は法定相続人全員の共有財産として取扱い、賦課処分をおこなう。 3. 固定資産税関係証明書発行 固定資産税関係証明書の発行を希望する者に対して、「登記名義人」、「納税義務者」または「登記名義人、納税義務者から委任を受けた者」のいずれかに該当するか本人確認をおこなう。確認が取れ次第、希望の証明書を発行する。 4. 固定資産税の減免 町税条例により、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産」は、減免の対象となる。減免申請者が、この規定の対象となるか確認するために、保護証明書の提出を求める。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 上記の1～4の業務に関する、本人確認、個人特定のために個人番号を利用いたします。	
③システムの名称	固定資産税	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課 固定資産税係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 固定資産税係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務に必要な個人番号は取得しないこととし、取得した個人番号は施錠可能な場所への保管を事務取扱者に徹底している。また、組織全体の研修計画に基づき、研修(特定個人情報保護及びサイバーセキュリティ研修)を実施し、事務従事者全員が受講をしている。 これらの対策を講じていることから、「十分である。」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務課 住民税係	税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	税務課 住民税係	税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和1年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	事後	項の修正
令和1年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27号 番号法第19条第7項 別表第二 第28号	番号法第19条第7項 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠法令の修正
令和1年7月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務課 課税係	税務課 固定資産税係	事後	部署編成に伴い
令和1年7月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	税務課 課税係	税務課 固定資産税係	事後	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務課 課税係	税務課 固定資産税係	事前	前回変更自、変更漏れのため
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	税務課 課税係	税務課 固定資産税係	事前	前回変更自、変更漏れのため
令和5年4月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第9条第1項 別表第一 16の項	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第9条第1項 別表 24の項	事後	
令和6年12月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	